

県南広域振興局長告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年7月21日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372700369	寿松苑訪問入浴介護ステーション	一関市川崎町薄衣字久伝26	社会福祉法人川崎寿松会	平成21年7月20日